

○秋田大学学則（案）

（平成16年4月1日規則第2号）

改正

平成25年2月22日規則第2号

平成25年6月12日規則第2号

平成26年12月19日一部改正 平成27年2月12日一部改正 平成27年3月11日一部改正

平成27年3月27日一部改正 平成28年3月28日一部改正 平成29年3月17日一部改正

平成29年11月17日一部改正 平成30年3月19日一部改正 平成30年11月21日一部改正

平成31年3月13日一部改正 平成31年3月15日一部改正 令和元年11月26日一部改正

令和2年3月23日一部改正 令和2年7月16日一部改正 令和3年3月12日一部改正

令和4年3月25日一部改正 令和4年3月31日一部改正 令和4年11月28日一部改正

令和5年3月13日一部改正 令和5年3月8日一部改正 令和5年3月13日一部改正

令和5年10月23日一部改正 令和6年3月11日一部改正

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 秋田大学(以下「本学」という。)は、学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規程等に定め、公表するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を受けるものとする。

第2節 組織

（学部）

第3条 本学に、次の学部を置く。

国際資源学部、教育文化学部、医学部、総合環境理工学部、情報データ科学部

2 学部に学部長を置く。ただし、国際資源学部においては国際資源学研究科長、医学部においては医学系研究科長、総合環境理工学部においては理工学研究科長をもって充てる。

- 3 学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，2年次編入学定員，3年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部，学科・課程	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
	名	名	名	名
国際資源学部				
国際資源学科	120			480
計	120			480
教育文化学部				
学校教育課程	110			440
地域文化学科	80			320
計	190			760
医学部				
医学科	95	5		595
保健学科	106		14	452
計	201	5	14	1,047
総合環境理工学部				
応用化学生物学科	100		2	404
環境数物科学科	90		2	364
社会システム工学科	125		8	516
計	315		12	1,284
情報データ科学部				
情報データ科学科	100			400
計	100			400
合計	926	5	26	3,971

- 4 学部に関する規程は，別に定める。

第4条 前条の学部又は学科に置く講座については，別に定める。

(大学院)

第5条 本学に，大学院を置き，次の研究科及び研究科等連係課程実施基本組織を置く。

国際資源学研究科

教育学研究科

医学系研究科

理工学研究科

先進ヘルスケア工学院

- 2 大学院に関する規則は，別に定める。

第6条 削除

(附属学校及び教育研究施設等)

第7条 本学の学部及び研究科に、次の附属学校、教育研究施設、教育施設及び研究施設を置く。

国際資源学研 附属鉱業博物館
究科

教育文化学部 附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，附属教職
高度化センター

医学系研究科 附属地域包括ケア・介護予防研修センター，附属デジタル医学・医療
教育推進センター

医学部 附属病院

理工学研究科 附属革新材料研究センター，附属クロスオーバー教育創成センター

2 附属学校及び教育研究施設等に関する規程は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

産学連携推進機構

情報統括センター

バイオサイエンス教育・研究サポートセンター

放射性同位元素センター

環境安全センター

グローバルリソース研究機構

地方創生センター

高齢者医療先端研究センター

電動化システム共同研究センター

自殺予防総合研究センター

地域防災減災総合研究センター

感染統括制御・疫学・分子病態研究センター

AI研究推進センター

リカレント教育センター

2 学内共同教育研究施設に関する規程は、別に定める。

(センター)

第9条 本学に、次のセンターを置く。

評価・IRセンター

高等教育グローバルセンター

学生支援総合センター

高大接続センター

教職課程・キャリア支援センター

2 センターに関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 前項の附属図書館に、館長を置く。
- 3 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(保健管理センター)

第 11 条 本学に、保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関する規程は、別に定める。

(地(知)の拠点推進本部)

第 11 条の 2 本学に、地(知)の拠点推進本部を置く。

- 2 地(知)の拠点推進本部に関する規程は、別に定める。

第 3 節 教授会及びカウンスル

(教授会)

第 12 条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

(カウンスル)

第 12 条の 2 学部に、カウンスルを置くことができる。

- 2 カウンスルに関する規程は、別に定める。

第 4 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 13 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 14 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、学期を越えて授業を行うことができる。

(休業日)

第 15 条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日

春季休業

夏季休業

冬季休業

- 2 前項に掲げる春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間は、学長が別に定めるものとする。ただし、これらの休業期間については、学部において変更することがある。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、学長は臨時的休業日を定めることができる。ただし、3 日以内の休業については、学部長が定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(創立記念日)

第15条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第16条 学部の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の修業年限は6年とする。

(修業年限の通算)

第17条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合、当該単位の修得により当該入学する学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部の修業年限の2分の1を超えない期間を前条に規定する修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限に通算する期間は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第30条第1項の規定により当該学部に入学者後に修得したものとみなすことができる当該単位数、その修得に要した期間その他学部が必要と認める事項を勘案して、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(在学期間)

第18条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、1年次から3年次を通算して5年、4年次から6年次を通算して6年を、医学部保健学科、総合環境理工学部及び情報データ科学部にあつては、1年次及び2年次を通算して4年、3年次及び4年次を通算して4年を超えることができない。

3 第24条から第27条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、第24条から第27条までの規定により医学部医学科に入学した者のうち、2年次に入学した者の在学期間は、2年次及び3年次を通算して4年、4年次から6年次を通算して6年を超えることができない。

5 第3項の規定にかかわらず、第25条から第27条までの規定により総合環境理工学部に入学者のうち、2年次に入学した者の在学期間は、2年次は3年、3年次及び4年次を通算して4年を限度とする。この場合において、2年次から4年次まで合わせて6年を超えることができない。

6 第48条の規定により転学部した者の転学部後の在学期間は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。ただし、第1項に定める在学期間を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第 19 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の始めに、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第 20 条 入学資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者(昭和 56 年文部省告示第 153 号)
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 23 年文部省告示第 47 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願の手続)

第 21 条 本学への入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書他所定の書類を提出するとともに、検定料を納付しなければならない。ただし、第 67 条第 5 項の規定により、検定料の免除を申し出た者の検定料の免除については、この限りでない。

(入学者の選考)

第 22 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 23 条 前条の合格者は、指定の期日までに、宣誓書他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定により、入学料の免除を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(2 年次及び 3 年次編入学)

第 24 条 第 3 条第 3 項の表に掲げる医学部医学科の 2 年次編入学定員で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)(以下「学校教育法」という。))第 87 条第 2 項に規定する医学を履修する課程の卒業者を除く。)
 - (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位(学士(医学)の学位を除く。)を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者(学校教育における 15 年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと認めた者を含む。)
- 2 第 3 条第 3 項の表に掲げる医学部保健学科の 3 年次編入学定員で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 看護学専攻については、次のイ、ロ又はハに該当する者
 - イ 短期大学の看護学科を卒業した者
 - ロ 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上であるもの)において看護学科を修了した者(第 20 条に規定する者に限る。)
 - ハ 高等学校の看護系専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの)を修了した者(第 20 条に規定する者に限る。)
 - (2) 理学療法学専攻については、次のイ又はロに該当する者
 - イ 短期大学の理学療法学科を卒業した者
 - ロ 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上であるもの)において理学療法学科を修了した者(第 20 条に規定する者に限る。)
 - (3) 作業療法学専攻については、次のイ又はロに該当する者
 - イ 短期大学の作業療法学科を卒業した者
 - ロ 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上であるもの)において作業療法学科を修了した者(第 20 条に規定する者に限る。)
- 3 第 3 条第 3 項の表に掲げる総合環境理工学部の 3 年次編入学定員で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上であるもの)を修了した者(第 20 条に規定する者に限る。)
 - (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの)を修了した者(第 20 条に規定する者に限る。)
 - (5) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (6) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - (7) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

4 前3項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学部長が決定する。

5 第21条から第23条までの規定は、2年次及び3年次編入学に、これを準用する。
(編入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 教員養成学部2年課程を修了した者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの)を修了した者(第20条に規定する者に限る。)

(5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者で、医学部医学科に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

(1) 他大学の医学進学課程又は歯学進学課程を修了した者

(2) 外国において医学又は歯学の進学の課程に相当する課程を含む学校教育における14年の課程を修了した者

3 前2項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに入学後の在学すべき期間については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

4 第21条及び第23条の規定は、編入学に、これを準用する。

(転入学)

第26条 他の大学に現に在学する者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 第21条、第23条及び前条第3項の規定は、転入学に、これを準用する。

(再入学)

第27条 本学を退学した者、退学を命ぜられた者又は除籍された者で、同一の学部学科又は課程に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 第21条、第23条及び第25条第3項の規定は、再入学に、これを準用する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 28 条 教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 29 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、教養教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

(授業の方法)

第 29 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定による場合についても同様とする。

4 卒業の要件に含めることができる単位数のうち、第 2 項に規定する授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 30 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 各学部は、その定めるところにより所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位)

第 31 条 各授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第 31 条の 3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(1 年間の授業期間)

第 32 条 1 年間の授業を行う期間は 35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 33 条 各授業科目の授業は、8 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(卒業の要件)

第 34 条 卒業の要件は、第 16 条に規定する修業年限以上在学し、各学部が定める所定の単位を修得するものとする。

(他学部授業科目の履修)

第 35 条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 36 条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定は、第 41 条に規定する留学及び第 42 条に規定する休学により外国の大学又は短期大学において学修する者にこれを準用する。

4 前 2 項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て、合わせて 60 単位を限度として当該学部において、修得した単位とみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 4 項により修得したとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 38 条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修を、当該学部の授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 36 条第 4 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(学部規程)

第 39 条 本節に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等については、学部規程の定めるところによる。

第 3 節の 2 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第 40 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により取得できる教育職員の免許状の種類等については、学部規程の定めるところによる。

第 4 節 留学、休学、退学及び転学等

(留学)

第 41 条 外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は、学部長に願い出て、教授会の議を経てその許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間は、第 16 条に規定する修業年限に算入することができる。

(休学)

第 42 条 疾病その他特別の理由により、引き続き 2 か月以上修学することができない者は、所定の書類により学部長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学部長は休学を命ずることができる。

(大学院入学のための休学)

第 42 条の 2 医学部医学科の 4 年次を修了した者が、本学大学院医学系研究科博士課程及び連携による研究医養成プログラムにより東北大学大学院医学系研究科博士課程に入学するために休学しようとするときは、所定の書類により学部長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

(休学期間)

第 43 条 第 42 条に定める休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 第 42 条に定める休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 第 42 条の 2 に定める休学期間は 4 年以内とする。ただし、前項の休学期間と通算して 6 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 18 条の在学期間には算入しない。

(復学)

第 44 条 休学期間中に、その理由が消滅したとき、学部長は、願い出により、復学を許可することができる。

(退学)

第 45 条 退学しようとする者は、所定の書類により学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 46 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 第 18 条の在学期間を超えた者

(2) 第 59 条による入学料を納付しない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 成業の見込みがないと認められた者

(転学等)

第 47 条 他の大学に転学又は入学志願しようとする者及び本学の在学者で改めて本学に入学志願しようとする者は、所定の書類により学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第 48 条 他の学部に転学部を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、受入れ学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学部長が許可することがある。

3 第 25 条第 3 項の規定は、転学部に、これを準用する。

第 5 節 卒業の認定及び学位

(卒業の認定)

第 49 条 学部規程に定める授業科目を履修し、第 34 条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 89 条に定めるところにより学部(医学部を除く。この条において同じ。)に 3 年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)で、卒業の要件として当該学部規程の

定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第50条 卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学部 学士(資源学)

教育文化学部 学士(学校教育)

学士(地域文化)

医学部 学士(医学)

学士(看護学)

学士(保健学)

総合環境理工学部 学士(理学)

学士(理工学)

学士(工学)

情報データ科学部 学士(情報データ科学)

3 学位授与に関する事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があるとき学長は、これを表彰することがある。

2 学生の表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第52条 学生が本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第7節 学生寮及び厚生施設

(学生寮及び厚生施設)

第53条 本学に、学生寮及び厚生施設を置く。

2 学生寮及び厚生施設に関する規程は、別に定める。

第8節 研究生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 本学において特定の専門事項を研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、学部長は研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 55 条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する他の大学、短期大学又は高等専門学校(これらに相当する外国の高等教育機関を含む。以下「大学等」という。)の学生があるときは、当該大学等との協議に基づき、教授会において選考の上、学部長は特別聴講学生として入学を許可することがある。ただし、高等専門学校にあっては、4 年次以上又は専攻科の学生に限るものとする。

2 特別聴講学生については、別に定めるもののほか、この学則中学部学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第 56 条 本学において、本学の学生以外の者で 1 又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学部長は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(高大連携授業科目等履修生)

第 56 条の 2 本学において、高等学校等に在籍する生徒で本学が開講する授業科目のうち指定した科目(以下「高大連携授業科目」という。)の履修を希望する者があるときは、高等教育グローバルセンター運営会議の議を経て、学長は高大連携授業科目等履修生として受入れることができる。

2 高大連携授業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(生涯高等教育事業科目等履修生)

第 56 条の 3 本学において、現に職業に従事する者で本学が開講する授業科目のうち指定した科目(以下「生涯高等教育事業科目」という。)の履修を希望する者があるときは、生涯高等教育事業推進専門委員会の議を経て、学長は生涯高等教育事業科目等履修生として履修を許可することがある。

2 生涯高等教育事業科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 生涯高等教育事業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 9 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料及び授業料)

第 58 条 本学における検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」による。

2 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額並びに特別聴講学生の授業料の額は、それぞれ「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の規定に基づき定められた額とする。

(免除されなかった場合の入学料)

第 59 条 入学料の免除を願い出て、入学料の全部又は一部の免除が許可されなかったときは、許可されなかった入学料の全部又は一部を所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料の納付)

第 60 条 授業料は、次のとおり納付しなければならない。

(1) 前期分にあつては、年額の 2 分の 1 に相当する額を 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

(2) 後期分にあつては、年額の 2 分の 1 に相当する額を 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつた場合は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつた場合は、入学を許可するときに納付することができる。

4 編入学、転入学又は再入学した者の授業料の額は、その者が編入学、転入学又は再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

(留学の場合の授業料)

第 61 条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 62 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を月割により免除する。ただし、月の初日から休学する場合は、当該月から免除する。

(復学の場合の授業料)

第 63 条 復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、月割により復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 64 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を月割により各期の始めの月に納付しなければならない。

(退学、転学及び停学の場合の授業料)

第 65 条 前期又は後期の途中で退学又は転学した者の当該期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(寄宿料)

第 66 条 学生寮に入寮するものは、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分の寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の定めるところによる。

(検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予)

第 67 条 経済的な理由によって入学料の納付が困難であり, かつ, 学業優秀と認められる場合, 又は学資負担者の死亡その他特別な事情によって, 入学料の納付が困難であると認められる場合は, 入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり, かつ, 学業優秀と認められる場合, 又は学資負担者の死亡その他特別な事情によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合は, 入学料の徴収を猶予することができる。

3 経済的理由によって納付が困難である場合, 又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は, 授業料の全部若しくは一部を免除し, 又は授業料の徴収猶予(月割分納を含む。)をすることができる。

4 風水害等の災害により, 納付が困難であると認められる場合は, 寄宿料を免除することができる。

5 大規模な災害により学資負担者の死亡, 家屋の倒壊等の著しい被害を受けたと認められる場合は, 検定料を免除することができる。

6 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予(授業料の月割分納を含む。)に関し必要な事項は, 別に定める。

(納付した授業料等)

第 68 条 納付した検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料は, 還付しない。ただし, 次の各号の一に該当する場合には, 納付した者の申出に基づき, 当該各号に定める額を還付する。

(1) 第 21 条の規定により検定料を納付した者が, 第 67 条第 5 項の規定により免除された検定料に相当する額

(2) 第 21 条の規定により納付された検定料について, 2 段階選抜における第 1 段階選抜不合格者又は個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者である場合は, 第 2 段階選抜に係る検定料に相当する額

(3) 第 60 条第 1 項各号の規定により, 授業料を納付した者が, 第 62 条の規定により免除された授業料に相当する額

(4) 第 60 条第 2 項の規定により, 前期に係る授業料を納付するときに, 当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が, 後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は, 後期に係る授業料に相当する額

(5) 第 60 条第 3 項の規定により, 授業料を納付した者が, 入学を許可される年度の前年度中に入学を辞退した場合は, 当該授業料に相当する額

(6) 第 23 条第 1 項の規定により，入学料を納付した者が，大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)(以下「大学等修学支援法」という。)において授業料等減免対象者として認定され，入学料の免除が許可される場合は，免除された入学料に相当する額

(7) 第 60 条第 1 項各号の規定により，授業料を納付した者が，大学等修学支援法において授業料等減免対象者として認定され，授業料の免除が許可される場合は，免除された授業料に相当する額

第 10 節 通信教育

(通信教育)

第 69 条 総合環境理工学部においては，通信による社会教育を行うことができる。

2 前項の通信教育に関する規程は，別に定める。

第 11 節 公開講座等

(公開講座等)

第 70 条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 医学部及び本学の収容定員は，第 3 条第 3 項の規定にかかわらず，平成 16 年度及び平成 17 年度はそれぞれ次のとおりとし，3 年次編入学定員に係る部分は，第 3 条第 3 項の規定にかかわらず，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

学部，学科・課程	平成 16 年度	平成 17 年度
医学部	名	名
医学科	590	590
保健学科	212	332
計	802	922
合計	3,862	3,982

3 平成 17 年 3 月 31 日に旧国立学校設置法(昭和 24 年 5 月 31 日法律第 150 号)第 3 条の 5 第 2 項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学部に置かれている看護学科，理学療法学科及び作業療法学科は，当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日において，廃止するものとする。

附 則

この学則は，平成 16 年 10 月 13 日から施行し，第 7 条は平成 16 年 7 月 8 日から，第 9 条は平成 16 年 4 月 1 日から，それぞれ適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 3 月 8 日から施行し、平成 18 年 1 月 12 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に医学研究科に置かれている各専攻は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該各専攻に在学する者及び平成 19 年度から平成 21 年度の間、医学研究科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学資源学部環境物質工学科は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者及び平成 20 年度から平成 22 年度の間、当該学科に編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 医学部、工学資源学部及び本学の収容定員は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 24 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部、学科・課程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	名	名	名	名	名

医学科	600	610	620	630	640
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,052	1,062	1,072	1,082	1,092
工学資源学部					
地球資源学科	240	240	240	240	240
環境物質工学科	225	150	75		
環境応用化学科	55	110	165	220	220
生命化学科	32	64	96	128	128
材料工学科	240	240	240	240	240
情報工学科	200	200	200	200	200
機械工学科	327	314	311	308	308
電気電子工学科	325	310	305	300	300
土木環境工学科	216	212	208	204	204
各学科共通	32	44	44	44	44
計	1,892	1,884	1,884	1,884	1,884
合計	4,104	4,106	4,116	4,126	4,136

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 医学部及び本学の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部、学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	名	名	名	名	名
医学科	615	630	645	660	675
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,067	1,082	1,097	1,112	1,127
合計	4,111	4,126	4,141	4,156	4,171

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 医学部及び本学の収容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年度までの定員とし、平成22年度から平成26年度においては、次のとおりとする。

学部、学科・課程	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	名	名	名	名	名

医学科	637	659	681	703	715
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,089	1,111	1,133	1,155	1,167
合計	4,133	4,155	4,177	4,199	4,211

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の収容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年度から平成27年度まで次のとおりとする。

学部、学科・課程	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	名	名	名	名	名
医学科	667	692	717	732	742
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,119	1,144	1,169	1,184	1,194
合計	4,163	4,188	4,213	4,228	4,238

- 3 平成23年度における医学部医学科の編入学定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、2年次5名及び3年次5名とする。
- 4 医学部医学科の3年次に入学した者の在学期間は、改正後の第18条第4項の規定にかかわらず、3年次及び4年次を通算して4年、5年次及び6年次を通算して4年を限度とする。

附 則

この学則は、平成23年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 工学資源学部及び本学の収容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年度は次のとおりとする。

学部、学科・課程	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学資源学部	名	名	名	名
地球資源学科	60			240
環境応用化学科	55			220
生命化学科	32			128
材料工学科	60			240

情報工学科	50			200
機械工学科	77			308
電気電子工学科	75			300
土木環境工学科	51			204
各学科共通			12	34
計	460		12	1,874
合計	976	5	26	4,178

附 則(平成 25 年 2 月 22 日規則第 2 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 12 日規則第 2 号)

この学則は、平成 25 年 6 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 教育文化学部地域科学課程，国際言語文化課程，人間環境課程及び工学資源学部の各学科は第 3 条第 3 項の規定にかかわらず，平成 26 年 3 月 31 日に当該課程又は学科に在学する者及び平成 26 年度から平成 27 年度の間当該課程又は学科に編入学，転入学，再入学，転学部，転課程又は転学科する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，当該課程又は学科の学生に学士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称については，第 50 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 国際資源学部，教育文化学部，医学部，理工学部，工学資源学部及び本学の収容定員は，改正後の第 3 条第 3 項の規定にかかわらず，平成 26 年度から平成 30 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部，学科・課程	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国際資源学部	名	名	名	名	名
国際資源学科	120	240	360	480	480
計	120	240	360	480	480
教育文化学部					
学校教育課程	110	220	330	440	440
地域文化学科	100	200	300	400	400
計	210	420	630	840	840
医学部					
医学科	734	746	751	753	740

保健学科	452	452	452	452	452
計	1,186	1,198	1,203	1,205	1,192
理工学部					
生命科学科	45	90	135	180	180
物質科学科	110	220	330	440	440
数理・電気電子情報学 科	120	240	360	480	480
システムデザイン工学 科	120	240	360	480	480
各学科共通			12	24	24
計	395	790	1,197	1,604	1,604
教育文化学部					
学校教育課程	300	200	100	—	—
地域科学課程	195	130	65	—	—
国際言語文化課程	195	130	65	—	—
人間環境課程	180	120	60	—	—
計	870	580	290	—	—
工学資源学部					
地球資源学科	180	120	60	—	—
環境応用化学科	165	110	55	—	—
生命化学科	96	64	32	—	—
材料工学科	180	120	60	—	—
情報工学科	150	100	50	—	—
機械工学科	231	154	77	—	—
電気電子工学科	225	150	75	—	—
土木環境工学科	153	102	51	—	—
各学科共通	24	24	12	—	—
計	1,404	944	472	—	—
合計	4,185	4,172	4,152	4,129	4,116

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日一部改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月12日一部改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日一部改正)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部及び本学の収容定員は、改正後の第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 31 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部, 学科・課程	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
医学部					
医学科	748	755	759	748	737
保健学科	452	452	452	452	452
計	1,200	1,207	1,211	1,200	1,189
合 計	4,174	4,156	4,135	4,124	4,113

- 3 医学部医学科にあつては、改正後の第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前に入学した者の在学期間は、なお従前の例による。この場合において、教育課程の変更等の結果、これによりがたい場合は、教授会の議を経て、学部長が決定する。ただし、1 年次から 6 年次を通算して 10 年を超えることができない。
- 4 医学部医学科にあつては、改正後の第 18 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前に入学した者の在学期間は、なお従前の例による。この場合において、教育課程の変更等の結果、これによりがたい場合は、教授会の議を経て、学部長が決定する。ただし、2 年次から 6 年次を通算して 9 年を超えることができない。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日一部改正)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日一部改正)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 17 日一部改正)

この学則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 19 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、改正後の第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部, 学科・課程	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
医学部	入学	収容	入学	収容	入学	収容

医学科 保健学科 計	定員	定員	定員	定員	定員	定員	
	124	763	124	767	95	740	
	106	452	106	452	106	452	
	230	1,215	230	1,219	201	1,192	
合 計		955	4,139	955	4,143	926	4,116
平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
95	711	95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452	106	452
201	1,163	201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,087	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附 則(平成 30 年 11 月 21 日一部改正)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日一部改正)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日一部改正)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 26 日一部改正)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日一部改正)

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部、学科・課程	令和 2 年 度		令和 3 年度		令和 4 年度		
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
医学部 医学科 保健学科 計	124	769	124	769	95	740	
	106	452	106	452	106	452	
	230	1,221	230	1,221	201	1,192	
合 計		955	4,145	955	4,145	926	4,116
令和 5 年度	令和 6 年 度		令和 7 年度		令和 8 年度		

入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452	106	452
201	1,163	201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,087	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附 則(令和2年7月16日一部改正)

この学則は、令和2年7月16日から施行する。

附 則(令和3年3月12日一部改正)

この学則は、令和3年4月1日から施行する

附 則(令和4年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部, 学科・課程	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部						
医学科	124	769	95	740	95	711
保健学科	106	452	106	452	106	452
計	230	1,221	201	1,192	201	1,163
合計	955	4,145	926	4,116	926	4,087
令和7年度	令和8年度		令和9年度			
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
95	682	95	653	95	624	
106	452	106	452	106	452	
201	1,134	201	1,105	201	1,076	
926	4,058	926	4,029	926	4,000	

附 則(令和4年3月31日一部改正)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月28日一部改正)

この学則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月13日一部改正)

この学則は、令和5年3月13日から施行する。

附 則(令和5年3月8日一部改正)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月13日一部改正)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部, 学科・課程		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
医学部							
医学科		124	769	95	740	95	711
保健学科		106	452	106	452	106	452
計		230	1,221	201	1,192	201	1,163
合 計		955	4,145	926	4,116	926	4,087
令和8年度		令和9年度		令和10年度			
入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員		
95	682	95	653	95	624		
106	452	106	452	106	452		
201	1,134	201	1,105	201	1,076		
926	4,058	926	4,029	926	4,000		

附 則(令和5年10月23日一部改正)

この学則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和6年3月11日一部改正)

この学則は、令和6年3月11日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田大学学則の一部改正（案）（骨子）

1. 趣旨

総合環境理工学部，情報データ科学部の設置に伴い所要の改正を行う。

2. 概要

- ①第3条に，総合環境理工学部，情報データ科学部の設置及び収容定員等について新たに定める。
- ②第50条に，総合環境理工学部，情報データ科学部で授与する学位について新たに定める。
- ③その他，名称変更等による字句の修正。

3. 施行日

令和7年4月1日 施行

秋田大学学則（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
第1条 } ~ } 第2条 }	(略)				第1条 } ~ } 第2条 }	(同左)			
(学部)					(学部)				
第3条 本学に、次の学部を置く。					第3条 本学に、次の学部を置く。				
国際資源学部，教育文化学部，医学部，総合環境理工学部，情報データ科学部					国際資源学部，教育文化学部，医学部，理工学部				
2 学部に学部長を置く。ただし、国際資源学部においては国際資源学研究科長， 医学部においては医学系研究科長，総合環境理工学部においては理工学研究科長 をもって充てる。					2 学部に学部長を置く。ただし、国際資源学部においては国際資源学研究科長， 医学部においては医学系研究科長，理工学部においては理工学研究科長をもって 充てる。				
3 学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，2年次編入学定員，3年次編入学 定員及び収容定員は、次のとおりとする。					3 学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，2年次編入学定員，3年次編入学 定員及び収容定員は、次のとおりとする。				
学部，学科・課程	入学定員	2年次編 入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	学部，学科・課程	入学定員	2年次編 入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
国際資源学部	名	名	名	名	国際資源学部	名	名	名	名
国際資源学科	120			480	国際資源学科	120			480
計	120			480	計	120			480
教育文化学部					教育文化学部				
学校教育課程	110			440	学校教育課程	110			440
地域文化学科	80			320	地域文化学科	100			400
計	190			760	計	210			840
医学部					医学部				
医学科	95	5		595	医学科	95	5		595
保健学科	106		14	452	保健学科	106		14	452
計	201	5	14	1,047	計	201	5	14	1,047
総合環境理工学部					理工学部				
応用化学生物学科	100		2	404	生命科学学科	45			180
環境数物科学科	90		2	364	物質科学科	110			440

社会システム工学科	125		8	516
削る				
削る				
計	315		12	1,284
情報データ科学部				
情報データ科学科	100			400
計	100			400
合計	926	5	26	3,971

第4条 }
 ~ } (略)
 第17条 }

(在学期間)

第18条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、1年次から3年次を通算して5年、4年次から6年次を通算して6年を、医学部保健学科、総合環境理工学部及び情報データ科学部にあっては、1年次及び2年次を通算して4年、3年次及び4年次を通算して4年を超えることができない。

3 第24条から第27条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、第24条から第27条までの規定により医学部医学科に入学した者のうち、2年次に入学した者の在学期間は、2年次及び3年次を通算して4年、4年次から6年次を通算して6年を超えることができない。

5 第3項の規定にかかわらず、第25条から第27条までの規定により総合環境理工学部に入学した者のうち、2年次に入学した者の在学期間は、2年次は3年、3年次及び4年次を通算して4年を限度とする。この場合において、2年次から4年次まで合わせて6年を超えることができない。

6 第48条の規定により転学部した者の転学部後の在学期間は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。ただし、第1項に定める在学期間を超えることができない。

数理・電気電子情報学科	120			480
システムデザイン工学科	120			480
各学科共通			12	24
計	395		12	1,604
合計	926	5	26	3,971

第4条 }
 ~ } (同左)
 第17条 }

(在学期間)

第18条 (同左)

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、1年次から3年次を通算して5年、4年次から6年次を通算して6年を、医学部保健学科及び理工学部にあつては、1年次及び2年次を通算して4年、3年次及び4年次を通算して4年を超えることができない。

3 (同左)

4 (同左)

5 第3項の規定にかかわらず、第25条から第27条までの規定により理工学部に入学者のうち、2年次に入学した者の在学期間は、2年次は3年、3年次及び4年次を通算して4年を限度とする。この場合において、2年次から4年次まで合わせて6年を超えることができない。

6 (同左)

第19条 }
~ } (略)
第23条 }

(2年次及び3年次編入学)

第24条 (略)

2 (略)

3 第3条第3項の表に掲げる総合環境理工学部の3年次編入学定員で編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの)を修了した者(第20条に規定する者に限る。)
- (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの)を修了した者(第20条に規定する者に限る。)
- (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると認められた者

4 (略)

5 (略)

第25条 }
~ } (略)
第49条 }

(学位)

第50条 卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学部	学士(資源学)
教育文化学部	学士(学校教育)

第19条 }
~ } (同左)
第23条 }

(2年次及び3年次編入学)

第24条 (同左)

2 (同左)

3 第3条第3項の表に掲げる理工学部の3年次編入学定員で編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの)を修了した者(第20条に規定する者に限る。)
- (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの)を修了した者(第20条に規定する者に限る。)
- (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると認められた者

4 (同左)

5 (同左)

第25条 }
~ } (同左)
第49条 }

(学位)

第50条 (同左)

2 前項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学部	学士(資源学)
教育文化学部	学士(学校教育)

医学部 学士(地域文化)
学士(医学)
学士(看護学)
学士(保健学)

総合環境理工学部 学士(理学)
学士(理工学)
学士(工学)

情報データ科学部 学士(情報データ科学)

3 学位授与に関する事項は、別に定める。

第51条 }
~ } (略)
第68条 }

(通信教育)

第69条 総合環境理工学部においては、通信による社会教育を行うことができる。

2 前項の通信教育に関する規程は、別に定める。

第70条 (略)

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

医学部 学士(地域文化)
学士(医学)
学士(看護学)
学士(保健学)

理工学部 学士(工学)
学士(理学)
学士(理工学)

3 (同左)

第51条 }
~ } (同左)
第68条 }

(通信教育)

第69条 理工学部においては、通信による社会教育を行うことができる。

2 (同左)

第70条 (同左)

○秋田大学総合環境理工学部教授会規程（案）

（令和 年 月 日学長裁定第 号）

（趣旨）

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第1項及び秋田大学学則第12条第2項の規定に基づき、秋田大学総合環境理工学部(以下「本学部」という。)に置く教授会(以下「学部教授会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 学部教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業その他その在籍に関すること及び学位の授与に関すること。
- (2) 学生の試験に関すること。
- (3) 学生の厚生補導及びその身分に関すること。
- (4) 教育研究カウンスル又は運営カウンスルから付託された専門的事項
- (5) その他本学部に関する重要なこと。

（組織）

第3条 学部教授会は、総合環境理工学部兼務する理工学研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

第4条 学部教授会は、第2条に定める審議事項の一部を、別に定める審議機関に付託することができる。

2 学部教授会は、前項により付託した審議事項について、学科長及びコース長会議の議決をもって学部教授会の議決とすることができる。

（会議の招集及び議長）

第5条 学部長は、学部教授会の会議を招集し、その議長となる。

2 議長は、学部教授会を主宰する。

3 学部長に事故等があるときは、あらかじめ学部長が指名した者が議長となる。

（会議の定足数）

第6条 会議は、学部教授会構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（議事）

第7条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（会議の請求）

第8条 学部教授会構成員の3分の1以上の者から請求があったときは、学部長は会議を招集しなければならない。

（構成員以外の出席）

第9条 学部長が必要と認めるときは、構成員以外の者を学部教授会に出席させることができる。

2 前項による出席者は、議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 学部教授会の庶務は、理工学研究科事務部において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は、学部教授会が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。